

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	名護市後期高齢者医療に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えい等の権利利益に与える影響を理解しリスクを軽減させるために適切な措置を講じ個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる事を、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

名護市長

## 公表日

令和2年11月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>名護市は高齢者の医療の確保に関する法律及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。</p> <p>②被保険者証の交付等に関する事務 資格異動に伴う被保険者証の交付申請、各種届出書の受付、広域連合への申請書・届出書の送付、証の交付手続きを行う</p> <p>③医療給付を行うための手続きに係る事務 限度額証等の交付等受付、交付手続き、療養費等の支給に係る申請書の提出受付、広域連合への申請書・届出書を送付する。</p> <p>④高額医療・高額介護の連携情報を管理する。</p> <p>⑤保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</p> <p>⑥特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>⑦広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料（納入）額通知書・納付書を被保険者に送付する。</p> <p>⑧徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。</p> <p>⑨納期限までに完納しない場合は、保険料未納者に対して督促状を発送する。</p> <p>⑩督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。</p> <p>⑪被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行う</p>
③システムの名称	1. 後期高齢者医療広域連合標準システム 2. 後期高齢者医療保険システム 3. 庁内中間サーバー 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項 別表第一 59項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市市民部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所 市民部 国民健康保険課 電話番号0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所 市民部 国民健康保険課 電話番号0980-53-1212

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月21日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市市民福祉部国民健康保険課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	なし	新様式に係る項目追加		新様式による変更
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「後期高齢者医療広域連合」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、93の項)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村」及び「後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(80、81、82の項)	削除	事後	
令和2年11月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署①部署	名護市市民福祉部国民健康保険課	名護市市民部国民健康保険課	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所 地域政策部 企画情報課 電話番号0980-53-1212	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所 市民部 国民健康保険課 電話番号0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所 市民福祉部 国民健康保険課 電話番号0980-53-1212	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所 市民部 国民健康保険課 電話番号0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月31日 時点	事後	
令和2年11月11日	IV 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスク対策は十分か	十分である	委託しない	事後	
令和2年11月11日	IV 6. 情報ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(入手)	事後	
令和2年11月11日	IV 6. 情報ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	接続しない(提供)	事後	